



# 長野県報

12月15日(月)  
令和7年  
(2025年)  
第668号

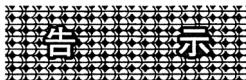
## 目次

### 告示

地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の委託（こども・家庭課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（疾病・感染症対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（疾病・感染症対策課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新（障がい者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（障がい者支援課）	4
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	5
地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の委託（建築住宅課公営住宅室）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	6

### 公告

随意契約の相手方の決定（3件）（税務課）	7
林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林づくり推進課）	8
土地区画整理組合役員の就任の届出（都市・まちづくり課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（特別支援教育課）	9



### 長野県告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称

東京都千代田区麹町1丁目6番地2

社会福祉法人日本保育協会

- 2 委託した公金事務の内容

保育士登録業務における手数料の収納事務

- 3 指定公金事務取扱者として指定した日及び委託した日

令和7年4月1日

- 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

こども・家庭課

### 長野県告示第523号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アメリカンドラッグ飯山本町薬局	飯山市飯山本町1180-1	令和7年12月1日
のぞみ薬局	塩尻市大字広丘高出2088番4	令和7年12月1日
ふるさと薬局	長野市大字上駒沢1233-7	令和7年12月1日
わたびー薬局 長池店	長野市南長池487	令和7年12月1日
ふくふく訪問看護ステーション	駒ヶ根市上穂南14番22号東棟	令和7年12月1日
訪問看護ステーションあかつき	安曇野市穂高北穂高2264番地43	令和7年12月1日
訪問看護ステーションタブノキ	佐久市小田井1077-25 (有)アース精工内201号	令和7年12月1日
訪問看護ステーションとんび安曇野	安曇野市穂高1380 はうすあづみB206号室	令和7年12月1日

疾病・感染症対策課

### 長野県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人 五野医院 上田市古安曾3343-2	医療法人真和会 はやし内科クリニック 上田市小島237	令和7年12月1日

疾病・感染症対策課

**長野県告示第525号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
大津 義徳	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 肝臓 小腸 ぼうこう直腸	飯田市八幡町438番地 飯田市立病院
原 洋祐	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸 ぼうこう直腸	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
竹内 史穂子	肢体不自由 呼吸器	諏訪郡下諏訪町社花田6525-1 信濃医療センター
林 洋史	心臓	上田市小島237 はやし内科クリニック
白井 剛	呼吸器	中野市西1-5-63 北信総合病院
二村 駿行	腎臓	小県郡長和町古町2857 国民健康保険依田窪病院

障がい者支援課

**長野県告示第526号**

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
後藤 正博	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	令和7年11月 7日
湯本 義治	須坂市墨坂3丁目6番1号 湯本整形外科医院	令和7年11月 10日

障がい者支援課

**長野県告示第527号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
軽井沢町国民健康保険軽井沢病院（腎臓）	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375番地1	令和7年12月 1日
かえで薬局	諏訪郡下諏訪町4823-10	令和7年11月 1日

障がい者支援課

**長野県告示第528号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

**育成医療及び更生医療**

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
コスモファーマ中込薬局	佐久市中込字曲坂3611番地10	令和7年12月1日
佐久市立国保浅間総合病院（口腔）（更生医療のみ）	佐久市岩村田1862-1	令和7年12月1日
生田上原薬局	上田市生田5026-2	令和7年12月1日
コウズケヤ薬局丸子	上田市長瀬3064-1	令和7年12月1日
有限会社永田薬局（更生医療のみ）	諏訪郡下諏訪町5521	令和7年12月1日
有限会社いろは堂薬局	伊那市高遠町西高遠1783-1	令和7年12月1日
AIN薬局荒井橋店	伊那市荒井3871-3	令和7年12月1日
かなみいろは堂薬局	伊那市高遠町小原951-1	令和7年12月1日
日本調剤 北條薬局	下伊那郡阿南町北條2022	令和7年12月1日
カワチ薬局 塩尻店	塩尻市大門並木町11-10	令和7年12月1日
アーク調剤薬局 長野大町店	大町市大町3190-26	令和7年12月1日
松本協立訪問看護ステーション サテライト あづみの里	安曇野市豊科高家5285-11	令和7年12月1日

障がい者支援課

**長野県告示第529号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

**育成医療及び更生医療**

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人財団大西会 千曲中央病院 千曲市大字杭瀬下58	社会医療法人大西会 千曲中央病院 千曲市大字杭瀬下58	令和7年10月1日

障がい者支援課

**長野県告示第530号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字長田中嶋2082の1（次の図に示す部分に限る。）、2082の2

## (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字長田中嶋2082の1（次の図に示す部分に限る。）、2082の2、字南原2134の35から39まで

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第531号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称

普携寺沢

2 指定を解除する区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第532号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託しました。

令和7年12月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定公金事務取扱者の事務所の所在地及び名称

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

弁護士法人ライズ綜合法律事務所

2 委託した公金事務の内容

県営住宅を退去した者の滞納家賃、駐車場使用料、県営住宅目的外使用料及び損害賠償金の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年8月22日

4 委託期間

令和7年8月22日から令和8年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

**長野県飯田建設事務所告示第28号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年1月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年12月15日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 路線名 152号  
 2 供用を開始する区間  
 　飯田市南信濃和田485番の5地先から  
 　飯田市南信濃和田583番の4地先まで  
 3 供用を開始する期日 令和7年12月15日

道路管理課

## 選告示第48号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

令和7年12月15日

長野県選挙管理委員会委員長 丸山昇一

別表中	を	「	33,692	」	「	33,658	」
			310,573			310,358	
			107,958			107,874	
			70,938			70,892	
			44,642			44,603	
			18,394			18,348	
			41,542			41,431	
			13,155			13,163	
			18,628			18,645	
			11,522			11,513	
			17,891			17,876	
			8,690			8,683	に改める。
			17,041			17,004	
			7,255			7,241	
			5,860			5,828	
			21,280			21,253	
			18,181			18,182	
			39,593			39,579	
			20,370			20,355	
		」	8,041			8,033	
		」	26,955			26,952	
		」	6,271			6,255	
		」	22,104			22,070	
		」	6,906			6,879	
		」	8,319			8,303	

選挙管理委員会